

ルミエールケア からの

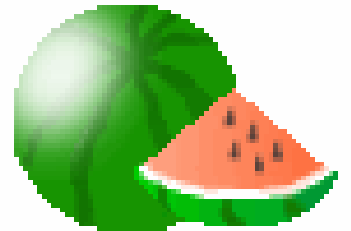
エール!!

平成 20 年 7 月 10 日
夏 号
(第 15 号)

有限会社 ルミエールケアサービス
大阪市中央区谷町3丁目1-11
大晋ビル303
代表取締役社長 山本さと子
電話 06-6949-3729
FAX 06-6949-3776



目 次



1、日常生活自立支援事業	1~2
2、介護基礎研修について	3
介護基礎研修の概要	4
3、サービス提供・保険給付に関する苦情の状況	5~6
4、家事シリーズ	
食生活を楽しみましょう（献立編）	7
献立の手順	8
5、介護シリーズ 洗髪	9
6、講習会のご案内	10
7、編集後記	10



日常生活自立支援事業

(旧 地域福祉権利擁護事業)

日常生活自立支援事業は、成年後見制度などいろいろな制度、サービスと関連をもちながら、都道府県または指定都市の社会福祉協議会が実施主体となって、判断能力の不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう総合的に支援をしていく事業です。

☆ 事業の趣旨 ☆

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などが地域で自立した生活が送れるよう、都道府県または指定都市の社会福祉協議会が、次に掲げる事業について定めるものです。

- ① 社会福祉法（第 81 条）の規定にもとづき社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業」
- ② 事業に従事するものの資質の向上のための事業
- ③ 事業の普及、啓発

以上の 3 つの事業を総称して「日常生活自立支援事業」といいます。

◆ 援助の内容

福祉サービスの利用援助

こんなとき

- 福祉サービスを利用したいけれど、よくわからない。
- ケアプラン作成の時に自分の意向を伝えてほしい。
- 福祉サービス利用料の支払いができない。

など

次のような援助をします

- 福祉サービスについての情報提供、助言。
- 福祉サービスを利用する際の手続き。
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

など

のお手伝いをします。

日常的金銭管理サービス

こんなとき

- 公共料金や家賃の支払いをしてほしい。
- 毎月の生活費を届けてほしい。

など

次のような援助をします

- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き。
- 税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃などの支払い手続き。
- 日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約の手続き。

など

についてお手伝いします。

また、ご希望や状況に応じて、これらの預金の払い戻しなどに使用する普通預金通帳や銀行印をお預かりすることもできます。

書類等の預かりサービス

こんなとき

- 通帳や土地の権利証など大切な書類の保管が心配。
- 通帳をどきに置いたか忘れてしまう。

など

次のような援助をします

- 金融機関の貸金庫にて、大切な書類をお預かりします。
- ①年金通帳、②預貯金の通帳、③権利証、④契約書類、⑤保険証書、⑥実印、⑦銀行印

など

☆ 宝石や骨董品等のお預かりは致しません。

☆ 頻繁な出し入れのあるものはお預かりできません。

☆ 利用者 ☆

(1) 日常生活自立支援事業の利用者は、

- ① 認知症高齢者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者など

判断能力が不十分で、日常生活を営むのにひつようなサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人です。

判断能力が不十分な人とは、認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する人に限りません。

- (2) 本事業の利用は、基本的には契約締結能力のある人です。契約締結能力があるかどうかの確認が難しい場合は、「契約締結審査会」の審査によります。
- (3) 契約締結能力がなく人であっても、成年後見制度の利用によって日常生活自立支援事業の利用ができる場合があります。
- (4) 本事業による援助は、居宅において生活している人に限りません。施設や病院の利用者なども本事業の利用ができます。

※ 実際に援助にあたる人は、社会福祉協議会に所属する「専門員」と「生活支援員」です。

☆ 利用料 ☆

(1) 日常生活自立支援事業は

- ① 相談や支援計画の作成などは「無料」です。
- ② 利用契約締結後の、生活支援員による援助は「有料」です。
利用料の軽減への配慮はありますが、契約に基づく福祉的サービスは有料という方向を作ったことでも、日常生活自立支援事業は重要な制度です。
- ③ 利用料の額は、それぞれの社会福祉協議会で異なります。

◆成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
所轄庁	法務省	厚生労働省
根拠法	民法の改正	社会福祉法、社会福祉事業法の改正
対象	判断能力の低下した者	一人暮らしや軽度の認知 (契約締結のできる人)
援助者	成年後見人・保佐人・補助人	専門員・生活支援員
費用報酬の負担	自費	補助あり(相談は無料が多い)
手続き	本人等一定の申立て権者 (福祉関係では市町村長)	本人等が相談 (家族や民生委員の場合も)
内容	法律行為(財産管理を通じて)	日常的な法律行為と事実行為

〔お願い〕 詳細については、市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

介護職員基礎研修について

財団法人 介護労働安定センター 大阪支部

能力開発アドバイザー 黒岩 裕子

財団法人介護労働安定センターは、我が国の高齢社会の進展に伴う介護労働の需要増大に対処し、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図るための総合的支援機関として平成4年に設立され、「介護労働者の雇用管理の改善などに関する法律」に基づき厚生労働省の指定法人として現在にいたっています。特に平成12年度からは、「介護保険制度」の施行に伴い、介護事業者を含む介護分野全般に対する支援事業を実施しています。

介護労働者の知識・技能の向上のために、介護職員基礎研修及びホームヘルパー2級の養成研修の実施、資格取得準備や専門的な能開コースの実施や介護労働者になろうとする者になろうとする者を対象にした総合実践コースやデュアルシステム等の事業に関して実施しています。なお、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修は平成7年から約4500人（大阪支部）が修了され、多くの方が介護の現場で活躍されています。

介護職員基礎研修について

基礎研修は改正介護保険法で、介護保険制度の持続性を高めていくために、介護職員については、『将来的に介護福祉士を基本とすること』、ホームヘルパーなどの質の向上のため『研修の充実を図ること』などが明記されました。平成18年度から『**介護職員基礎研修**』が訪問介護員養成課程として設けられ、当センターでは19年度12支部において**研修内容500時間（360時間の講義と140時間の実習）**のカリキュラムで、基礎の習得と、社会福祉の理念や社会保障制度の仕組み、福祉サービスを提供する際の講義、また介護の現場での実習を実施しました。講義、演習の内容は『**認知症の理解**』『**ソーシャルワーク**』『**医療・看護との連携**』『**生活支援のためのアセスメント**』と、今現場で重要かつ必要な項目に多くの時間をとっています。無資格者対象の500時間コースは実習時間、実習先も多くなり、多様な経験を取り入れることができます。

さらに大きな特徴は、科目毎のテストやレポート・実技試験などによる厳正な評価を行っていることです。

当センター受講状況について

平成18年度に創設された「基礎研修」ですが、各都道府県の実施要綱制定に基づき、介護労働安定センターでは、平成19年4月全国に先駆け当大阪支部で、500時間コース（無資格者などを対象）の講習を開始し、7月には150時間コース（実務経験のある現任者等を対象）を合わせ3回開催しました。現在も、4月から500時間コースを開催中です。

基礎研修修了後のメリットは、訪問介護事業所において、サービス提供責任者の業務に携われることができるのです。昨年は現任者の方が、経験期間や職場・サービス内容の違いがある中で23日間の講習を受け、自身の介護知識・技術を高めさらに“実践力”を養っておられました。また、通学の利点でもある授業中に講師に対する質問などで普段の業務を見直す機会を得て、“**介護職として意欲を持ち、リーダー力**”も養われていました。

基礎研修のカリキュラム・筆記試験・介護技術試験を経験することは、今後修了生が介護福祉士国家試験を目指すには役立つ内容と考えられます。平成19年150時間コース受講修了者の複数の方が、当センター開催の介護福祉士受験講習会に参加予定で、介護福祉士を目指されます。

上記のメリットがあるにも関わらず、基礎研修の受講希望者は少ないのが現状です。その理由には、**①基礎研修が介護職員・現場に周知されていないこと②訪問介護員1級・2級過程研修に比べると時間と費用がかかること**等があります。まだスタートしたばかりの基礎研修で、無資格者の就労は当センター比較では2級課程修了者より正社員・契約社員で採用されています。

費用の面では、多くの方々に受講していただけるように、**当センター150時間コースが「教育訓練給付金指定講座**」となっています。

平成19年「社会福祉士及び介護福祉法などの一部を改正する法律」が公布されました。認知症の介護など、従来の身体介護にとどまらない介護サービスへの対応が求められていることをふまえ、改正では「専門的知識・技術を持って、心身の状況に応じた介護などを行うことを業とする者」と見直されました。そして業務規定の見直しにもあるように「**資質向上の責務**」である介護などに関する知識及び技能の向上に努めなければならないとなっています。

今後、研修などで新しい知識・技能などを修得されることをお勧めします。

（※ 介護職員基礎研修の概要を次のページに掲載しておりますので是非参考になさってください）

介護職員基礎研修の概要

○目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、都道府県知事又は都道府県知事の指定をした者とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員とする。

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が習得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制（講師、設備）等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- ・講義と演習を一体的に実施

○研修科目及び研修時間

基礎理解とその展開（360H）+実習（140H）

— 講義・演習を一体的に実施 —

1、生活支援の理念と介護における尊厳の理解
2、老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解
3、老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解
4、認知症の理解
5、介護におけるコミュニケーションと介護技術
6、生活支援と家事援助技術
7、医療及び看護を提供する者との連携
8、介護における社会福祉援助技術
9、生活支援のためのアセスメントと計画
10、介護職員の倫理と職務

〈介護保険制度における介護従事者の資格〉

〈国家資格〉

介護福祉士

〈上級レベル〉

介護職員基礎研修

〔サービス提供責任者
主任介護職員
訪問介護員（常勤）等〕

→ H19年度 受講状況（実施2回）
受講者80名 修了者78名

〈中級レベル〉

訪問介護員（ホームヘルパー）
養成研修1級課程

→ H24年度を目途に介護職員
基礎研修に一元化する予定

〔サービス提供責任者 等〕

〈初級レベル〉

訪問介護員（ホームヘルパー）
養成研修2級課程

〔訪問介護員（新人） 等〕

訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修
3級課程

→ H21.4～
介護報酬算定外

（厚生労働省老健局 介護職員基礎研修について 平成20年2月より）

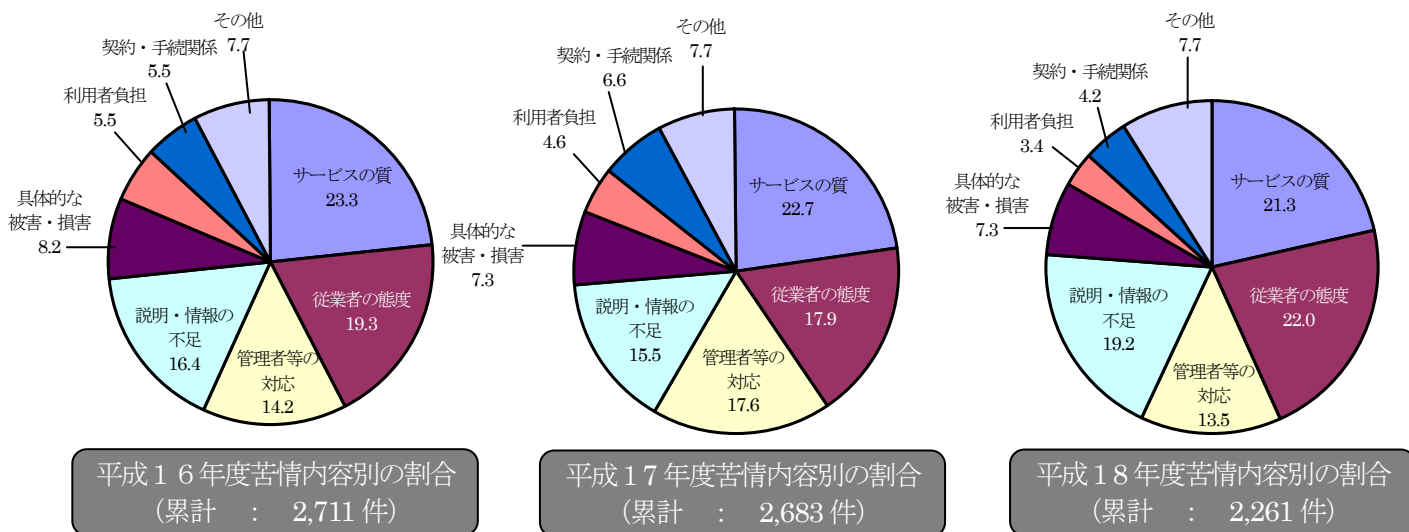
サービス提供、保険給付に関する苦情の状況

(18年度版 東京都における介護サービスの苦情相談白書から)

平成18年度は、介護予防給付の導入、地域包括支援センターの創設など大きな制変などがありました。

法改正に伴い介護認定や保険料に関わる相談が増加しています。

苦情内容のなかで、サービス提供、保険給付の苦情割合は37.3%(2,261件)の中、従事者の態度に対する苦情が22.0%(498件)と最も多く、次いでサービスの質に対する苦情が21.3%(482件)、説明・情報の不足に対する苦情が19.2%(434件)となっている。

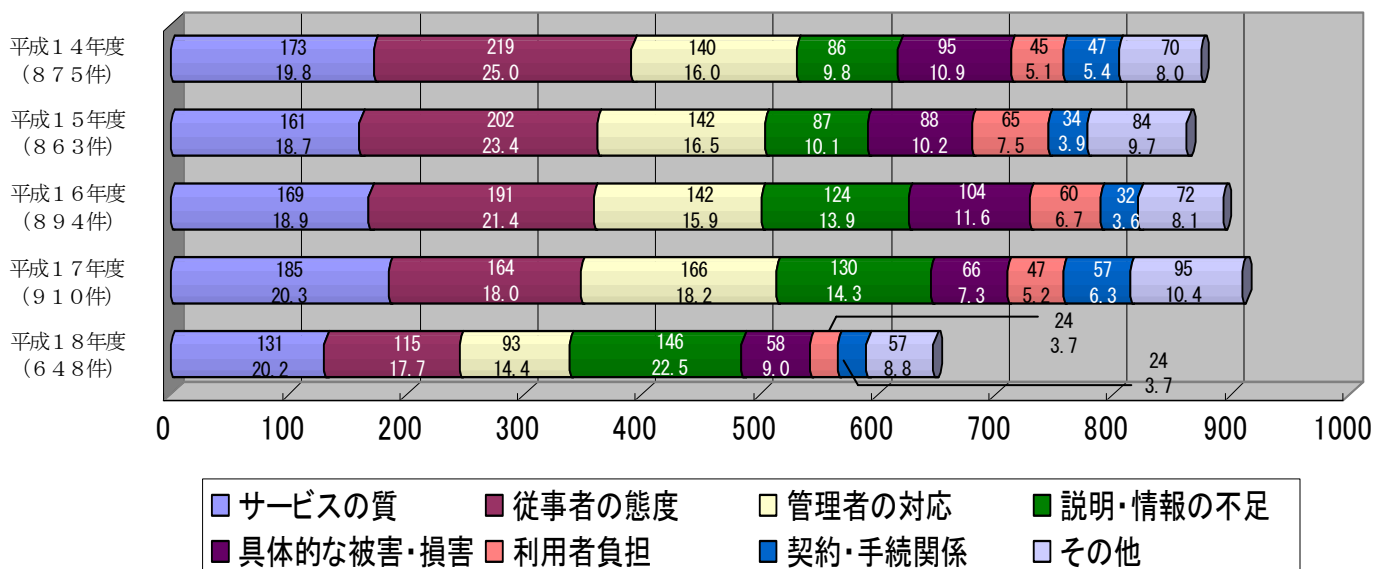


◇ 年度別にみた苦情内容の状況 ◇

① 訪問介護

サービスの質の131件は17年度に比べ54件減少となっているが、構成比では20.2%と変化はない。説明・情報不足については、構成比ともに増加となっている。

訪問介護の苦情内容

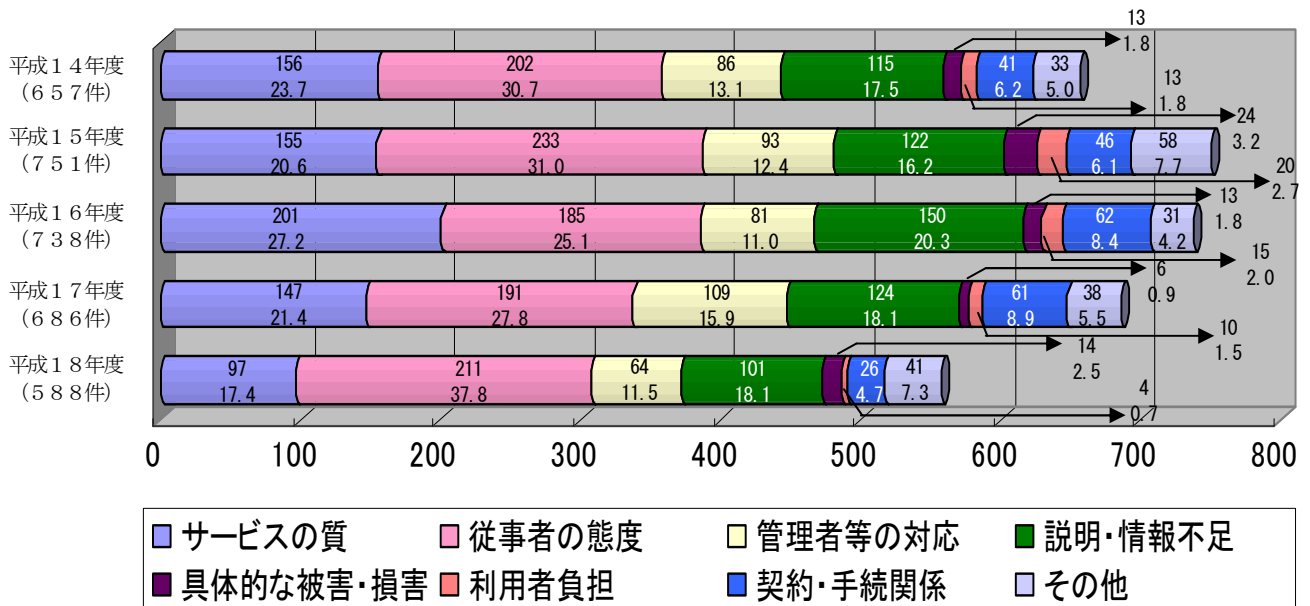


◇ 年度別にみた苦情内容の状況(居宅介護) ◇

② 居宅介護

● 苦情件数は558件で、サービス提供、保険給付の2,261件の24.7%となっている。
 ● 苦情内容別で見ると、従事者の態度が211件で構成比37.8%であり17年度と比べ増加している。また、サービスの質、管理者等の対応、説明・情報不足などの項目は減少している

居宅介護の苦情内容



〈資料 東京都国民健康保険連合会発行より〉

◇ 事業運営の課題調査 ◇

平成20年6月

家政婦紹介所・介護保険事業者の経営上の課題アンケート調査から、介護需要が今後一段と増大することが、予測されるなか事業者のもつ事業運営の課題について、アンケート調査を実施しました。

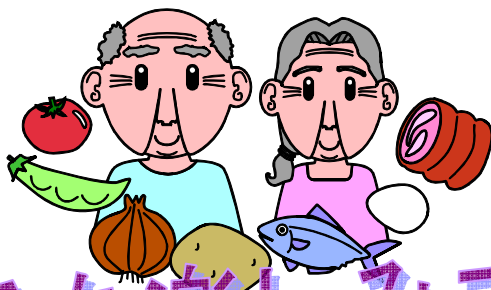
主要課題3点

- 従事者の接遇マナー …… 社会性、言葉使い、応対
- 従事者の家事、介護技術… 調理が苦手、介護記録が十分に書けない
- 従事者の就労意欲 …… 短時間の仕事に行きたがらない、施設に行きたがらないなどであった。

(日本看護家政紹介事業連合会 資料から一部抜粋)

～今後に向けて～

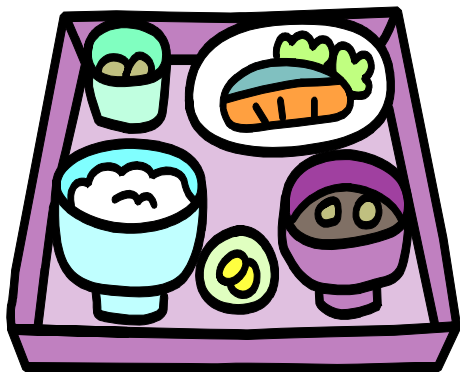
東京都の白書内容を参考にしながら、今回のアンケート調査を分析し、利用者に信頼される人材育成と事業運営を図っていく必要がある。



食生活を楽しみましょう

(献立編)

〔食事を楽しむ7項目〕



- ◎主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを
- ◎ご飯などの穀類をしっかりと
- ◎野菜、果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて
- ◎食塩や脂肪は控えめに
- ◎調理や保存を上手にしてむだや廃棄を少なく
- ◎食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も
- ◎適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を

献立とは 食事をととのえる目的で、料理名をきめて、食品を組み合わせ、量的配分および調理のすすめ方を示すものです。

良い献立の条件

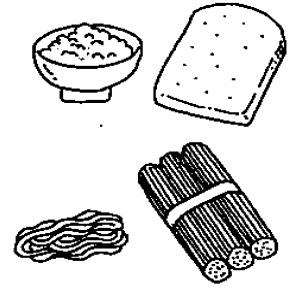
- 栄養のバランスが取れている
 - 本人の嗜好や食習慣が取り入れられている
 - 多様な食品が使われており、季節の食品が活かされている
 - 家計のなかで食費の占める割合が適切である
 - 献立に変化があり、期待感がある
 - 調理時間、調理器具、調理能力が考慮されている
- などがあります。

献立の手順

主食

を決めます。

米・パン・めん類 を決めます。
 または、主食と副食を兼ねたものを決めます。
 (カレーライス、丼物、すし など)



主菜

を決めます。

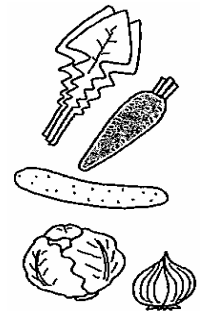
料理の中心となり、たんぱく質を多く含む
 魚・肉・卵・大豆製品 を決めます。



副菜

を決めます。

主菜にあわせて、
 緑黄色野菜・淡色野菜・きのこ類・海藻類
 を使うようにします。



汁物

を決めます。

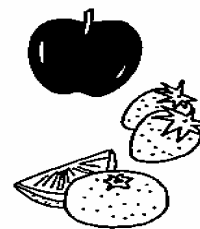
みそ汁・すまし汁・スープ など。



デザート

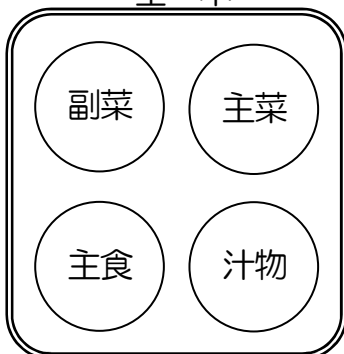
には、

季節の果物 など



☆☆☆ 配膳の方法 ☆☆☆

基本



応用例 1



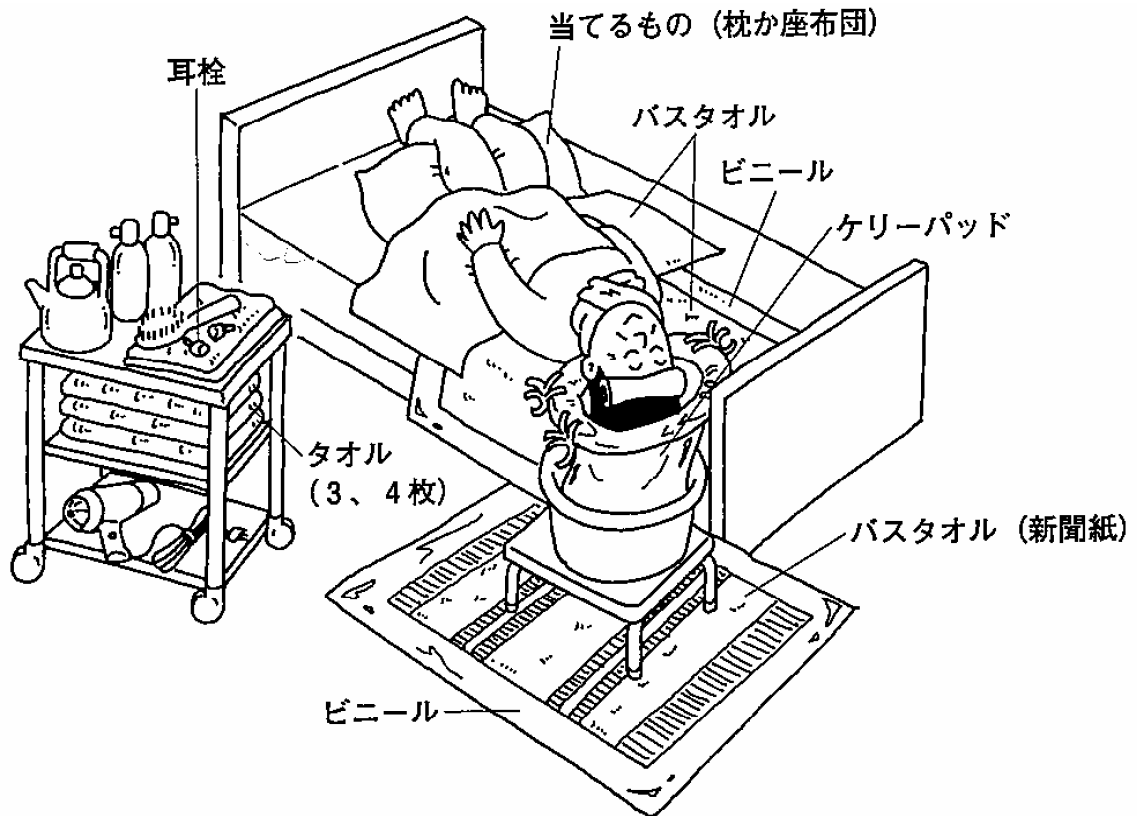
応用例 2



洗 髪

頭を洗ってさっぱりとさせてあげましょう。

気分がさわやかになり、イライラ、頭痛なども少なくなります。
※夏場は特に汗をかくので、留意が必要です。



洗髪のポイント

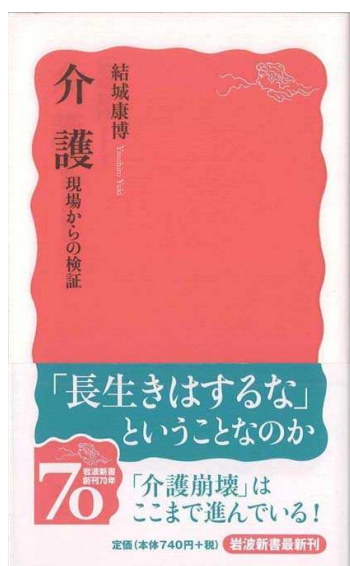
- 先に髪をブラッシングし、フケ、汚れを浮かせておくと良くおちる
- 湯が入らないように、ガーゼやタオルで目を被ったり、綿球で耳栓をすると良い
- 湯の温度は38℃～40℃くらいに調整する
- 頭皮を傷つけないように (爪をたてない) 注意する
- 手ぎわよく、短時間で済ませる
- 水分を十分拭き取り、ドライヤーですみやかに乾燥させる

講習会のご案内

講習内容	講習日	定員	受講費用	受付期間
第1回：サービス提供責任者講習	平成21年1月21日(水) 1月28日(水) 2月4日(水) 2月18日(水)	30名 先着順	受講料：16,000円 保険料：120円	12/1 (月) }
第2回：認知症のケア	平成21年1月23日(金) 2月6日(金) 2月13日(金) 2月20日(金)	30名 先着順	受講料：16,000円 保険料：120円	12/26 (金)

〔※ 詳しくは 財団法人 介護労働安定センター大阪支部までお問い合わせ下さい。〕
TEL：06-6261-0484

～ 図書紹介 ～



「介護 現場からの検証」

著者 結城康博
発行 岩波新書

- ・ 介護サービスが必要となったら
- ・ 現場と政策とのあいだ
- ・ 介護予防システム — その仕組みと有効性 —
- ・ 介護保険の原点は何か
- ・ 介護労働者から見る現場
- ・ 障害者福祉における介護
- ・ 現場へ歩み寄るための道筋

■ お願い ■

年1回は市町村実施の市民（住民）健診を受け、自らの健康管理に役立てて下さい。

編集後記

今年も暑い季節がやってきました。皆様いかがお過ごしでしょうか
7月は食生活安全月間です。

今回、夏の食品保存と食中毒予防を特集しました。保存版として日常生活に活用して頂けると幸いです。

発行・編集

有限会社 ルミエールケアサービス

〒540-0012 大阪市中央区谷町3丁目1番11号

大晋ビル3階 303号

TEL 06-6949-3729

FAX 06-6949-3776

URL <http://www.lumiere-care.com/>

E-mail lcs3105@chive.ocn.ne.jp